

中城村プレミアム付商品券事業実施要領

第1章 基本的事項

1. 事業主体

事業主体は中城村（以下「村」という。）とする。

2. 協力

中城村商工会（以下「商工会」という。）及び一般社団法人中城村観光協会（以下「観光協会」という。）の協力を得て実施する。

3. 発売開始予定日

令和3年12月13日(月)より村民へ販売する。

4. 有効期限（商品券利用可能期間）

令和3年12月21日（火）から令和4年2月28日(月)までとする。

5. 発行総額

8,000万円（内1,600万円がプレミアム分）

6. 発行冊数

16,000セット

7. 商品券の仕様

購入金額4,000円で額面5,000円（500円×10枚綴り）の商品券

うち、500円×4枚＝2,000円分は商品券取扱店として登録された店舗全てで利用可能な「共通券」とし、残りの500円×6枚＝3,000円分は小規模店舗のみで利用できる「専用券」とする。

8. 商品券の購入対象者

令和3年10月31日時点で住民基本台帳に記録されている村民。

ただし、18歳未満の場合は保護者の申請により購入可能とする。

また、商品券購入期間内に在庫が残る場合は、購入対象者を村外にも広げる。

9. 商品券購入限度冊数

1人4冊を上限とする。

10. 商品券の購入方法

商品券は、商品券購入引換券（以下「引換券」という。）を持っている者が購入できる。

商品券は、商品券販売所（第2章参照）にて、引換券と現金を持参し、購入限度冊数を超えない範囲で購入ができる。ただし、購入限度冊数内であっても、分割購入は不可とする。

11. 引換券の入手方法

引換券は、令和3年11月15日（月）から令和3年11月30日（火）の期間内に申し込みがあった者を対象に配布する。

18歳未満の方は、保護者の申請により引換券発行の申し込みをすることが出来る。

また、世帯の代表者が世帯構成員分の引換券発行の申し込みをすることが出来る。

重複応募や申込期間を過ぎたもの、18歳未満の方からの申請などは無効とする。

応募冊数が準備冊数を超えた場合は抽選を行い、引換券の発送をもって当選結果とする。

12. 利用可能額及び利用可能商品等

商品券の利用可能額は、一会計につき上限を設けないものとする。また、取扱店が扱う商品及びサービス等について利用できるものとするが、次に該当するものは対象外とする。

- ① 出資や債務の支払い（税金・振込手数料・電気・ガス・水道料金など）
- ② 有価証券、商品券、金券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ③ たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- ④ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時限りを除く）等の不動産に係る支払い
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に係る支払い
- ⑥ 国税、地方税及び公共施設使用料などの公租公課
- ⑦ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑧ 商品券の交換又は売買
- ⑨ 特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑩ 商品券取扱店が特別に指定した商品
- ⑪ その他、村が不適当と認めるもの

13. つり銭の扱い

商品券の額面に満たない利用に対するつり銭は、支払わないものとする。

第 2 章 商品券販売所について

1. 商品券販売所

商品券の販売は、村役場のほか、村が指定した場所で行う。

2. 販売手数料

1 冊の取扱いにつき 55 円（消費税及び地方消費税込み）

3. 販売所の表示

販売所には、ポスター等を掲示し、消費者に分かりやすくする。

4. 販売所の周知

販売所が確定した場合、適切なタイミングで、消費者に、商品券の販売場所・販売時間等を村ホームページ等の広報手段を活用し、十分に周知する。

第 3 章 商品券取扱店について

1. 商品券取扱店

取扱店は、本事業に参加を希望する村内で営業している小売業・飲食業・各種サービス業等の店舗とし、募集により決定することとする。

2. 取扱店の募集

商工会及び観光協会へ各会員への周知を行ってもらうほか、非会員の店舗には直接広報を行う。

3. 取扱店舗の責務等

取扱店は次に掲げる事項を順守しなければならない。

- ① 利用者が利用期間中に商品券を持参した場合は、商品券額面分の商品の販売やサービスの提供を行うこと。
- ② 利用者から受け取った商品券の裏面に店印を押印すること。
- ③ 裏面に既に押印がある商品券は、受け取りを拒否すること。
- ④ 偽造等の不正使用の疑いがある時は、受け取りを拒否するとともに速やかに事業主体に報告すること。
- ⑤ 商品券の交換・譲渡・売買・再利用は禁止する。
- ⑥ 取扱店が商品券を購入した場合、自社商品(役務含む)に対しての直接換金は禁止する。
- ⑦ 村が定めた規則等や指示を順守すること。
- ⑧ 受け取った商品券の盗難・紛失は取扱店の責任とする。
- ⑨ 換金にあたっての商品券枚数の確定は、換金機関が点検した枚数を優先する。

4. 取扱店の表示

取扱店には、ポスター等を掲示し、消費者に分かりやすくすること。

5. 取扱店の周知

取扱店が確定した場合、適切なタイミングで、村や商工会・観光協会等のホームページ、広報等を活用し消費者に十分周知すること。

第4章 商品券の換金について

1. 換金の方法

商品券取扱店は、使用済み商品券の裏に取扱店名を記入の上、「商品券換金請求書」とともに換金機関に提出する。一方、換金機関は商品券の枚数を確認し、預り証を発行の上、予め取扱店が指定した振込口座に入金する。

2. 換金の期間

商品券を発行した日から令和4年3月4日(金)まで。

なお、換金期間を過ぎた商品券は無効とする。

3. 換金機関

本事業に係る換金機関は、村役場とする。

4. 換金手数料

無料

5. 換金スケジュール

令和4年1月4日(火) 請求受付分	→	令和4年1月20日(木) 振込予定
令和4年1月14日(金) 請求受付分	→	令和4年1月31日(月) 振込予定
令和4年1月26日(水) 請求受付分	→	令和4年2月10日(木) 振込予定
令和4年2月3日(木) 請求受付分	→	令和4年2月21日(月) 振込予定
令和4年2月9日(水) 請求受付分	→	令和4年2月28日(月) 振込予定
令和4年2月22日(火) 請求受付分	→	令和4年3月10日(木) 振込予定
令和4年3月4日(金) 請求受付分	→	令和4年3月22日(火) 振込予定

第5章 その他

1. 周知・広報

村の広報及びホームページ、ポスター、チラシ、村が指定した場所等により、事業等の周知・広報を行う。

2. 利用者の紛失等の責務

- ① 商品券の返品・現金との交換、譲渡及び販売はできないものとする。
- ② 商品券で購入した商品等についても、現金による返金是不能なものとする。
- ③ 利用者が購入した商品券の盗難・紛失・滅失は、利用者の責任とする。